

技 管 ー 2 8 7
令和元年 7月26日

生活環境部長
農林水産部長
産業労働部長
建設部長
各地域振興局長
教育長

様

建 設 部 長

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について（通知）

令和元年5月22日付「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」（国官技第35号）を受け、以下のとおり取扱うこととしたので通知します。

1. 用語の定義

（1）真夏日

日最高気温が30度以上の日をいう。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30度以上の場合とする。

（2）工期

工事の始期から工事の終期までの期間をいう。なお、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、施工計画書で定めた年末年始休暇、夏季休暇の期間、及び余裕期間設定工事における当初契約締結の日から工事着手日前日までの期間は含まない。

（3）真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\boxed{\text{真夏日率（※1）} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}}$$

（※1）真夏日率は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

2. 対象工事

（1）対象工事

主たる工種が屋外作業である工事を対象とする。

ただし、工場製作工を含む工事は当該期間を工期から除くものとする。

(2) 対象地域

全ての地域を対象とする。

3. 積算方法等

(1) 補正方法

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$\text{補正値（％）（※２）} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数（※３）}$
--

(※2) 補正値（％）は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

(※3) 真夏日補正係数：1.2

4. 適用

本通知は、令和元年8月1日以降に当初契約締結する工事から試行を適用する。

5. その他

本試行の運用については、別途通知する。

建設部技術管理課 積算管理班 主任 寺田 TEL:018-860-2432, FAX:018-860-3800 E-mail:Techman@pref.akita.lg.jp
--